

持続可能社会のための 建築社会制度のありかた

日本大学 特任教授
東京大学 名誉教授
神田 順

なぜ構造安全性から？

- 構造が建築の存在を可能にする
- 安全は与えられるのではなく、選ぶもの
- 世代を超えて考えるもの
- 造形や機能と同等に人がかかわるもの

- **豊かさとは？**
- **心地よさとは？**
- **それを実現する社会制度とは？**

話の流れ あるいは はじめに

0. なぜ構造安全性からの視点か
1. 変わる価値観
2. 国の制度から自治体の制度へ
3. 顔の見える仕事
4. 社会による建築の質の理解
5. 建築基本法制定の意味
6. おわりに

1. 変わる価値観

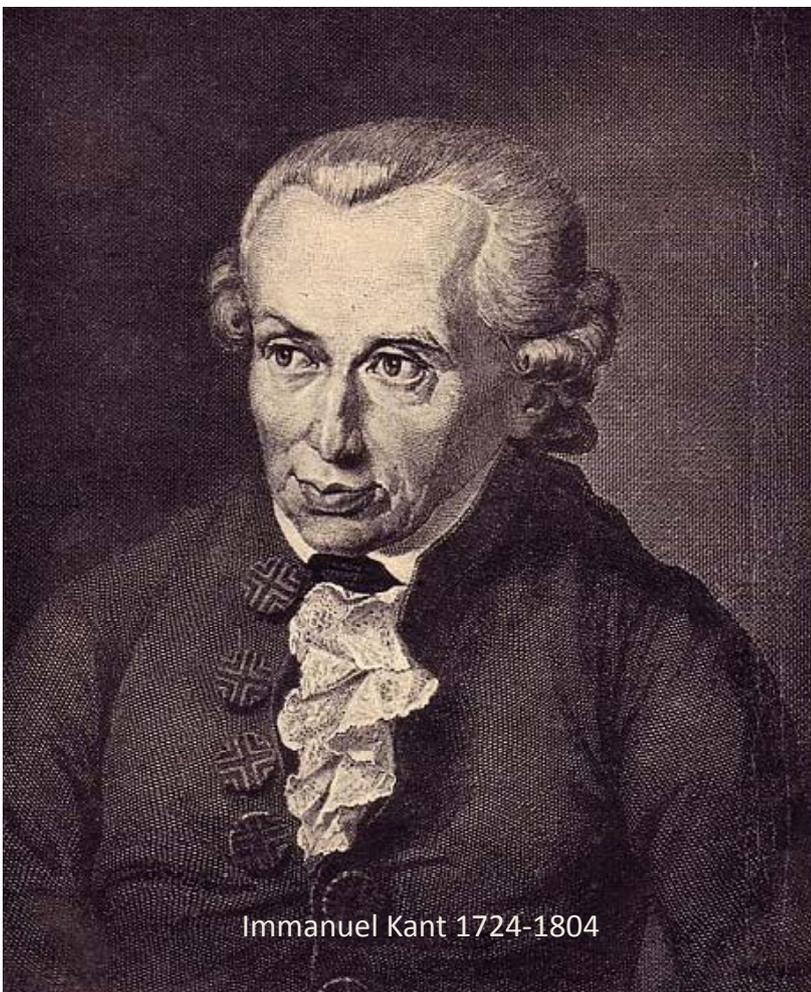
- 経済成長から持続可能性へ
- パターナリズムからの脱却
米本昌平: 知政学のすすめ
広田すみれ、中谷地一也: リスクの社会心理学
- 工学は価値観から独立であるべきか
吉川弘之、中島尚正編: 工学は何をめざすか

近代世界について

- 盛山和夫氏の書評(UP2012年10月号)から
- ヴェーバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」が西洋を興隆させたか？
- ファーガソン「文明—西洋が覇権をとれた6つの真因」
 - ① 国家間競争、② 科学、③ 所有権、④ 医学、⑤ 消費社会、⑥ 労働倫理

科学について

- 聞かせてよ、フاینマンさん(大貫昌子・江沢洋訳、岩波現代文庫、2009年)から(1964年ガリレオ・シンポジウム)
- 「これほど知りえないことだらけのこの現代社会にあつて、一般の人たちはなぜ無知のままおおむね幸せに生きていられるのでしょうか？それは科学が社会と無縁だからです。僕ら科学者が科学を社会と無縁のものにしてしまっているのだ。」
- 「権威は真実が何であるかのヒントにはなるかもしれませんが、それは断じて情報の源ではありません。自分の観察が権威ある意見に反する場合は、できるだけ権威の方を無視すべきです。」



Immanuel Kant 1724-1804

After Lisbon Earthquake,
on 1 November 1755

First Essay:

“On the causes of earthquakes on the occasion of the calamity that befell the western countries of Europe towards the end of last year” on 24 January 1756

Second Essay:

“History and natural description of the most noteworthy occurrences of the earthquake that struck a large part of the Earth at the end of the year 1755” on 11 March 1756

Third Essay:

“Continued observations on the earthquakes that have been experienced for some time” on 10 April 1756

2. 国の制度から自治体の制度へ

- 地方の魅力が価値観になる
- 農林漁業の地場産品が価値をつくる
- 国一律の法規制から条例によるルール化へ
適切な役割分担
- 制度を支える専門家集団の存在
- 地方都市が自立できるか

- ローカルであることの魅力の増大
- 方言コスプレとS.N.S.の文化
- 連邦国家あるいは道州制
- ボローニャを手本にできるか？
井上ひさし:ボローニャ紀行
- 国の補助なしで存続し続けること
- その土地に相応しい職
- そのまちに相応しい人口



ファミレス その1



ファミレス その2



ファミレス その3



鰻屋さん



お蕎麦屋さん

神田順退職記念事業シンポジウム

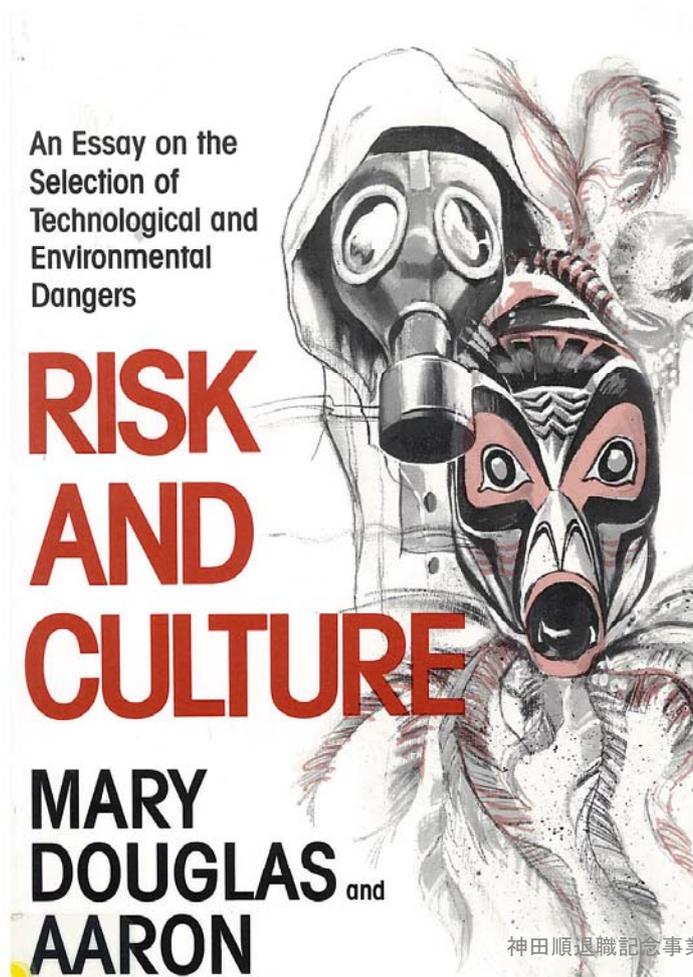


お寿司屋さん

神田順退職記念事業シンポジウム

4. 社会による建築の質の理解

- 専門家が一般市民の社会的合意に関与
Risk and Culture by Douglas and Wildavsky
- 安全の判断を社会的合意で
柏ビレッジでのワークショップ
- リスク・コミュニケーションを活かす
建築主の責務と専門家の説明責任



Contents

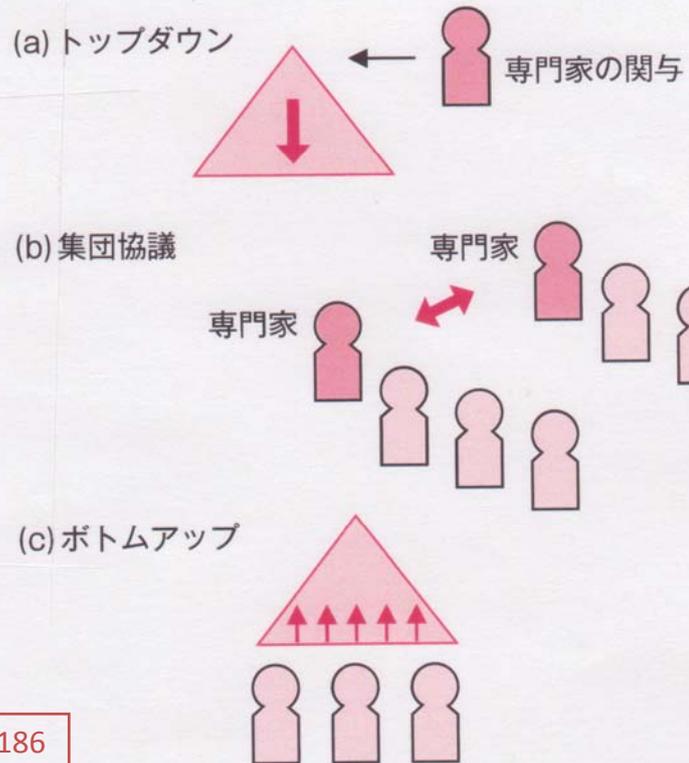
Introduction: Can We Know the Risks?

- I Risks are Hidden
- II Risks are Selected
- III Scientists Disagree
- IV Assessment is Biased
- V The Center is Complacent
- VI The Boarder is Alarmed
- VII The Boarder Fears for Nature
- VIII America is a Boarder Country
- IX The Dialogue is Political

Conclusion: Risk is a Collective Construct

新しい 建築制度へ 向けて

●図8-1 社会の意思決定のしくみ



安全な建物とは何か(神田順著)p.186

構造安全性 柏ワークショップ

2010年10月11日

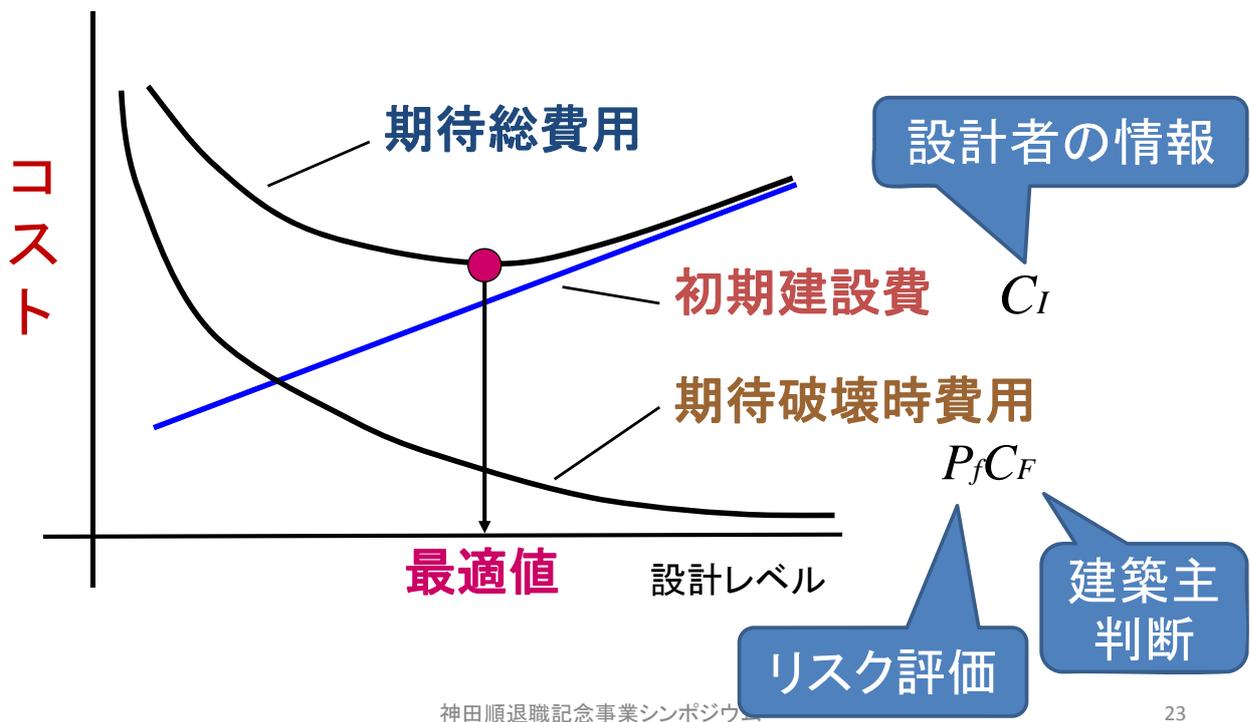
2011年6月25日

2012年3月3日

柏ビレッジ「はなみずき」にて



期待総費用最小化原則



5. 建築基本法制定の意味

- 建築は生き方の現れ
- 建築は社会資産
- 社会がどのように理念を共有できるか
- 関係者がどのように責任を果たせるか

建築の質の向上に関する検討 報告書

2009年3月 日本建築学会
建築にかかわる社会規範・法規範特別調査委員会

ハイデッガーの建築論

建てる・住まう・考える

- 中村貴志訳・編(中央公論美術出版2010年)
- 1951年ダルムシュタットでの講演
- 言葉を考えること

- われわれの環境は、ますます技術的なものへ転換されていくだろうか。(p148)
- 「リフォーム」の継続を通じて、それらの「建て物」が再び「人間の住まい」を受け入れる。(p178)

- 建築基準法の世界
効率よく確認するための膨大な最低基準、
私権を保証するための基準、
計算式による規制
- 建築基本法の世界
望ましい水準のための社会合意、
社会資本としての建築、
人の能力を活用するための制度

- 建築基準法の世界

例えば、

地震動400Galに対して層間変形角1/100
500年に1度の風に対して弾性限 など

- 建築基本法の世界

地震に対して十分安全であること
強風に対して十分安全であること など





唐丹小白浜ワークショップ:建築基本法実践の試み
NPO法人しゃくなげnet釜石と協同

2012/ 8/19 13:43

神田順退職記念事業シンポジウム

29

- 一人一人の住民が、自分たちのまちの将来を考えることは可能か？
- どのくらい安全であることが、個人にとってではなく、社会にとって適切かという議論を優先できるか？

6. おわりに（社会制度として）

- 責任のとれる人が判断する。
- 規制を厳格に運用する制度から、社会的合意を形成する制度へ。
- ルールを守ることが心地良い世界を。

6. おわりに （建築に携わるものとして）

- 環境学創造に向けての理念と実践
- 経済成長の価値観から持続可能性へ
- 住まう豊かさをどのようにして実感するか
- 構造安全性をどのようにして達成するか